

令和3年 第2回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月26日(金) 午後1時30分(協議会終了後)

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員(10名)

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	大野	克弥
委員	4 番	軍場	康代
委員	5 番	藤本	悟
委員	6 番	山本	光雄
委員	7 番	山本	文昭
委員	8 番	浅妻	孝彦
会長職務代理	10 番	山口	哲男
会長	11 番	中村	博昭

4. 欠席委員(1名)

委員	9 番	馬野	弥裕
----	-----	----	----

5. 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農用地利用集積計画について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	今安	宏行
次長	島田	貴志
書記	田邊	雄

美浜町産業振興課職員

主査	浅妻	真記
----	----	----

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それではただ今から令和3年第2回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、9番 馬野委員の1名でございます。よって過半数以上の出席をいただきました
ので、本総会が成立をいたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。それでは担当の田邊から資料の確認をさせていただきます。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料No.1－1が議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請に係る資料です。また資料No.2が農用地利用集積計画についての資料です。

総会の資料は以上でして、それより後は協議会の資料となっております。

資料No.3-1から3-2が非農地証明の報告についての資料となっております。

資料No.4 は令和2年度農業委員会委員報酬の支払いについての資料となっております。

資料は以上でございます。

事務局長

資料はお揃いでしょうか。

それでは、会議進行につきまして会長よろしく願いいたします。

議長

それでは会議を始めます。日程第1 会議録署名委員の指名について、慣例に従いまして私から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、私から指名をさせていただきます。

7番 山本 文昭委員、8番 浅妻 孝彦委員、両名よろしくお願いいたします。

それでは日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議渡人：敦賀市■■■■■■■■■■ ■■ ■■

申請地：■■■■■■■■■ 地目：田

■■■■■■■■■■ 地目：田

■■■■■■■■ 地目：畑

地目：畑

地積：計4, 612m²

譲受人：美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

經營面積：9, 858 m²

調査担当委員は山本光雄委員です。

以上につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議渡人は、敦賀市■■■■■■■■■■ ■■■■さん、■■■■■■■さんの■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は田、■■■■■■■■■■ 地目は田、■■■■■■■■■■

地目は畑、■■■■■■■■■■ 地目は畑となっています。面積は合わせて4,612㎡です。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■■さん ■■歳 ■■をされている方です。

農地取得後の経営面積は9,858㎡となります。

譲受人は、■■■■■■■さんの生前に当該農地の耕作の依頼をされており、かねてより当該農地の耕作・保全をされていた方です。

資料No.1－1の付近図及び写真資料をご覧ください。

申請地は、町道■■■■■■線および農道■■■■■■■■線に位置する農地です。

農地取得後の経営面積は9,858㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(30a)、経営すべき面積は満たしております。

営農については蕎麦および野菜を耕作する計画であり、農作業の従事状況においても、譲受人自身20年の農作業経験があり、譲受人の母においても同じく20年以上の農作業経験がありますので、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法第3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

調査担当委員は山本光雄委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

調査担当委員の山本光雄委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本光雄委員

そのままにしておきますと荒廃にもつながりますので、そういった観点からも妥当だという判断をいたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査担当委員からの説明は終わりました。

これにつきましてご意見、ご質問等はありませんか。

(なし)

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号については原案の通り許可する事にいたします。

続きまして、日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画について議題といたします。

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農用地利用集積計画について説明させていただきます。

今回、令和3年4月1日始期となる利用権の設定になります。

資料No.2の利用権設定状況をご覧ください。

令和3年2月1日公告時点では利用権設定面積が402万1,144.17㎡です。

今回、3月末に期間満了分の再設定面積20万8,935.0㎡を加え、再設定できなかった面積3万5,889.91㎡を引き、新規設定面積16万8,626.0㎡を加え、令和3年4月1日公告時点の利用権設定面積が41万5,388.26㎡となり、利用権設定率は、前回の48.2%から1.6%増の49.8%となります。

2ページ目の「農用地利用集積計画一覧表」が各筆の明細となっております。農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、今回再設定できていない面積3万5,889.91㎡につきましては、農業人材育成拠点施設の観光農園・生産施設・育苗施設用地となったところ5筆、道路用地1筆、次回の公告において利用権設定の予定をしているところ9筆、受け手から返却され借り手をあたっているところ15筆、自作1筆と聞いております。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今ご説明頂きましたが、これについてご意見等はございますか。

山本文昭委員

資料No.2の新規設定面積と農地の使用の総括表の利用権設定面積の新規の面積が違うのですが、どういうことでしょうか。

事務局

申し訳ございません。通知を送らせて頂いた後に、■■さんの方から新規分が出てきたので、こちらの方が新しいものになっています。

山本文昭委員

延長分については、これは含まれているのですか。

事務局

延長分につきましては、再設定でも新規設定でもなくて、終期が伸びるということでここの中には入っていません。

議長

他にございませんか。

単価ずっとばらばらで、0のところもあれば、8,000のところもあるし7,000のところもあるし、あとはそれぞれの委員さんとの話し合いだけど、ある程度美浜町として統一した・・・。

事務局長

エリアごとに確認をさせていただいて、統一単価、あくまでも上限になるのですが、そういったところを設置できたらなという思いはあります。それを新年度になるかと思いますが、それぞれ確認させていただきながら、調整をしたいなど。担い手協さんもありますし、そういったところの話を聞いて、統一するようなことをやっていきたいと思います。そして、また中間管理機構に集積するような流れやその利点も含め、それに向けて町の構想も一緒にできたらなと思っていますので、そういった動きになりましたらみなさんにご相談させていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。他に特にございませんか。

(なし)

無いようですので、採決に入りたいと思います。

それでは議案第２号 農用地利用集積計画について、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第２号については原案の通り決定いたします。審議事項は以上でございます。

これをもちまして、総会を終了したいと思います。

【閉会】 午後１時５３分

令和 3 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議 事 録 署 名 人

7 番

8 番